

トンガ

年次人権報告書- 2007年版

Bureau of Democracy, Human Rights, and Laborによる公表

2008 年 3 月 11 日

トンガ王国は、人口約 110,000 人の立憲君主国である。政治は、国王である Siaosi Tupov V と貴族、数人の著名な平民が中心になって行っている。2005 年に行われた、直近の国会の「人民のための代表」選挙は、概ね自由かつ公正であったと思われる。創立されたばかりの政党がいくつかあった。首都である Nuku'alofa で 2006 年 11 月に発生した暴動の後に宣言された非常事態宣言はまだ続いているが、その範囲は年末現在かなり縮小されている。文官当局は、治安部隊を概ね制御している。

一般市民は、政治を変えることはできない。5 月に、ある非政府組織 (NGO) が、2006 年 11 月の暴動発生後の数週間にわたって、治安部隊が抑留者に暴行したことを報告書で公表した。2006 年 11 月の政治集会で行なった演説に関連して、5 人の国会議員 (MP) が煽動した罪で告訴された。政府は、時々、不都合な政治的話題を隠すために報道の自由を規制することがある。政治の腐敗は問題であるし、女性に対する差別も相変わらず行なわれている。

人権の尊重

第 1 節 以下の自由を含む、人間としての健全さの尊重

人生の恣意的又は不法な剥奪

政府或いはその機関が、恣意的又は不法な殺人を犯したという報告はなかった。

行方不明者

政略による行方不明者に関する報告はなかった。

拷問及びその他の残酷で非人間的な、又は品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰

法律はこのような行為を禁じているが、5 月に、地元の NGO である Community Para-Legal Taskforce が、2006 年 11 月に発生した Nuku'alofa における暴動後に逮捕された数人に対し Tonga Defense Services (TDS) と警察が行なった虐待を公表した。この報告書は、治安部隊の監視の下で行われた、一部の抑留者が受けた暴行について詳しく述べている。政府は、

治安部隊に対する容疑を調査すると語ったが、公的な取調べは行われなかった。警察と TDS は内部調査を行なったことを発表した、その結果は公表されていない。

刑務所及び拘置所の状態

刑務所は、概ね国際基準を満たしている。

Tonga Red Cross (TRC) は、主要な刑務所を 3 ヶ月ごとに訪問し、刑務所の状態を監視している。TRC は、2006 年 11 月の暴動後に、大勢の者を逮捕したために、収容施設が一時的に満員になった問題は解消されたと報告している。逮捕された者や当初拘束されていた者は、ほとんど釈放されている。

教会の代表と家族の者が囚人を訪問することは認められている。

恣意的逮捕又は拘束

憲法は、恣意的な逮捕及び拘束を禁じている。政府は、概ねこれらの規定を遵守している。

警察及び保安機構の役割

保安機構は TDS と警官部隊で構成されている。国防大臣は TDS をコントロールする。TDS は対外安全保障を担当し、非常事態が発生したときは、警察と共に治安維持活動に従事する。

警察大臣は、約 470 人からなる警察部隊を指揮する。警察部隊には、収賄などの汚職が行なわれているとされる。汚職に関する情報やその他の苦情は、内部調査を行なう特定の警察部門に委託し、必要に応じて、警察法廷を招集する。3 月に、残虐行為で起訴された警察官に有罪判決が下り、同警察官は解雇された。警察官の新人訓練には、汚職や透明性に関する訓練も含まれている。

非常事態時の規制は、当年中に徐々に縮小され、年末現在では、警察と軍隊が最大の島 Tongatapu の「治安を維持する」ためのものに限定されている。やや強制的な治安規定は、Nuku'alofa の大半の事業地域や官庁街を対象とする「宣言された地域」に適用されている。

逮捕及び拘束

法律は、逮捕の合法性に関する審理判決の権利を定めており、これは当年中実際に遵守されている。通常の下況下においては、警察は逮捕令状なしで抑留者を逮捕する権利があるが、24 時間以内に抑留者を地元の判事に連行しなければならない。2006 年 11 月に導入さ

れたエマージェンシー・パワー規定 (EPR) に基づき、この期間は一時的に 48 時間に延長された。5 月の EPR 改正によって、これは撤廃された。多くの場合、判事は保釈手続きを進める。法律は、弁護士や家族の自由な抑留者訪問を認めている。貧困者は、篤志家が資金提供した法律センターによる法的援助を受けることができる。

公平な公開裁判の拒否

憲法は独立した司法を定めているが、実際面でも、政府は、概ね司法の独立性を尊重している。最も地位の高い裁判官は、歴史的にみると、外国籍の者が努めている。裁判官は、「品行方正」であればその任務を全うでき、そうでなければ、その任期中であっても解任される。

裁判制度は、控訴裁判所、最高裁判所（主要なすべての訴訟に対して第一審管轄権がある）、警察裁判所判事の裁判所、高等裁判所、税務局のための再審裁判所で構成されている。控訴裁判所が最終裁判所である。国王が任命する枢密院は、貴族の称号や土地の境界を巡る紛争に関係する訴訟を統轄する。

TDS と警察部隊の両方に、一般市民は審理できない法廷がある。

審理手続き

憲法は公正な審理を受ける権利を定めているが、独立した司法は概ねこの権利を実施している。法律は、例外なくすべての市民に適用されている。裁判所は、起訴状がなければ、いずれの者も召喚できない。審理は公開され、被告人は 7 人で構成される陪審を請求できる。被告人は、無罪の推定を受け、原告側の証人に質問することができ、政府が所有する証拠にアクセスすることができる。弁護士は、いつでも被告人に会うことができる。被告人にはその審理に参加する権利があり、被告人はタイムリーに弁護士と相談できる。国選弁護人は付かないが、篤志家が資金提供した法律センターが法廷で自由に法的な助言や説明を行なう。地元の弁護士は、時々、弁護費用を無料にすることがある。被告人には上訴する権利がある。

政治犯及び政治的抑留者

政治犯や政治的抑留者に関する報告はなかった。

民事訴訟手続き及び救済措置

民事問題には、独立した公正な司法がある。法律に定められるいずれかの人権違反は、裁判所が扱う。民事問題において、裁判によらない行政救済はない。

プライバシー、家族、住居、又は通信への恣意的干渉

憲法はこのような行為を禁じているが、政府は、実際面でも、概ねこれらの禁止事項を尊重している。しかし、2006年11月の暴動から数ヶ月にわたって、警察官やTDS隊員が、略奪事件の調査中に令状なしで住居へ侵入し、時々、財産を強奪した罪で告訴されている。

第2節 以下を含む、市民の自由の尊重

言論及び報道の自由

憲法は言論の自由と報道の自由を定めているが、政府は、実際面においてもこれらの権利を常に尊重しているとは限らない。1月と2月に、2006年11月の暴動直前に行われた政治集会で行なった演説に関連して、5人のMPが国民を煽動した罪で告訴された。裁判所は、2008年にこの訴訟の尋問を行う予定である。

7月に、陪審は、民主化運動家である Sione Halafuka Vea に無罪判決を言い渡した。彼は、2006年11月の政治デモで発言した際に、国民を煽動した容疑で告訴されていた。

電気製品独占企業の前従業員、Piveni Piukala に関する 2005 年の訴訟については、進展がなかった。彼は、同企業の極端に高い給料やその他の問題を公表したところ、同社のコンピューターから不当に情報を取り出したとして告訴された。彼は、年末現在、保釈金を積んで釈放され、国外に住んでいる。

独立したメディアは、活動的で様々な意見を発表している。2月に、大半の業界において日曜日の労働が法的に禁止されていることに言及した TDS の隊員が、民主化推進派の国会議員、Akilisi Pohiva が所有する新聞社、Kele'a のスタッフに日曜日の夕方の勤務をやめるよう指図した。編集長と民主化推進派運動員は、これを TDS による脅しと解釈した。新聞社は、それでもなお、政府から「煽動的」と解釈される記事を書き続けた。3月に、Kele'a の編集長、Tavake Fusimalohi が逮捕され、国王を批判する週一回のコラムを書いた罪で告訴された。しかし、Fusimalohi は、裁判が始まる前の12月3日に死亡した。

民主化運動家が運営するテレビ局である Oceania Broadcasting Network は、当年中、放送を休んでいる。政府は、表向きはリースを巡る問題としているが、2006年末に閉鎖するよう命令していたのである。

政府の管理下にある情報発信源は、自主規制を行なっているとして批判された。6月に、政府の圧力で、Tonga Broadcasting Commission (TBC) は、政治的な話題に関するすべての報道を禁止し、国会の報道も中止した。TBC の経営者は、TBC の Radio Tonga と TV Tonga の報道が偏っていると政府閣僚から苦情を受けたと語った。TBC は、禁止令は7月に正式に解除されたが、規制は事実上行われていると主張している。また、TBC は、暴動以降の政治的感情を考慮して、国民を煽る可能性のあるプログラムの放送を行わないとも述べた。評論家は、民主化寄りのテーマだけを禁止し、政府寄りのものは自由に認めていると批判している。11月に、新しく創設された情報省の大臣は、表向きはバランスのとれた報道を保証するとしているが、国有メディアと TBC の支配下にある Radio Tonga や TV Tonga については、報道に関するガイドラインを作成した。年末現在、ガイドラインは公開されていない。

一方、政府所有のメディアでは、社説や編集長に宛てた反対意見は、定期的に行われる政府声明や書簡と同様に報道されることはほとんどない。時々、同国のメディアは、著名人が行なったコメント、政務や政策の批判などについて、コメントすることがある。

インターネットの自由

政府によるインターネットへのアクセスに関する規制はないし、政府が電子メールやインターネットのチャットを監視したとの報告もなかった。個人やグループは、電子メールなどインターネット経由で自らの考えを平和的に表現できる。インフラの欠如により、ある程度限定されるが、同国の主要な3島の大都市でインターネット・カフェが利用できる。

学問の自由と文化行事

政府による学問の自由と文化行事に関する規制はなかった。

平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法は集会の自由を定めているが、緊急事態により、5月16日からの5人以上が参加した集会が禁じられた。その後、EPRは改定され、このような集会は禁止されなくなった。しかし、実際面では、警察は、国際会議中の10月に行われた平和的なデモは我慢していたが、首都中心部への行進は認めなかった。

2006 年 6 月に Nuku'alofa で行なわれたデモ行進中に、様々な違反で告訴された 32 人のデモ行進参加者に関して、裁判所の尋問が 4 月と 5 月に行なわれた。大半の被告人は、警察の公務執行妨害の罪を認め罰金が科された。何人かの被告人には無罪が言い渡された。

2006 年 11 月の暴動に関連して、約 800 人が逮捕され 500 人以上が起訴された。当年中に裁判が行なわれたが、年末現在、91 人が有罪判決を受け 15 人が無罪判決を言い渡された。

結社の自由

憲法は結社の自由を定めており、政府は、実際面でも、概ねこの権利を尊重している。

宗教の自由

憲法は宗教の自由を定めており、政府は実際面でも概ねこの権利を尊重している。しかし、キリスト教が支配的であることから、このことが憲法の規定に反映されており、日曜日、すなわち安息日は「神聖に過ごし」、「法律に定められるものを除いて」仕事はできない。観光産業の一部であるパン屋、ホテル、行楽地、レストランは除かれるが、安息日の労働禁止令は、経営者の宗教に関係なく、すべてのビジネスに適用されている。

TBC のガイドラインは、Radio Tonga の宗教プログラムはキリスト教主流派の伝統の範囲に限定することを義務付けている。TBC は、末日聖徒イエス・キリスト教（モルモン教）とバハイー教徒に、TV Tonga と Radio Tonga で彼らのプログラムを放送することを認めているが、彼らの創始者とその信条に関する基本的教義について話すことは禁じている。国有の新聞社は、時々、バハイー教徒の活動やイベントはもちろん、その他の信条に関する基本的教義について報じることがある。

社会的虐待及び差別

反ユダヤ主義法など、宗教団体に対する社会的虐待又は差別に関する報告はなかった。ユダヤ人の居住者社会は認識されていない。

詳細については、「2007 年国際的な宗教の自由」報告書を参照のこと（[2007 International Religious Freedom Report](#)）。

移動の自由、国内難民、難民保護及び無国籍者

法律は、国内の移動の自由、外国旅行、移民、及び本国送還について定めており、2006 年 11 月の非常事態宣言より前は、政府は、概ねこれらの権利を尊重していた。非常事態宣言中は、政府は、首都の政府の建物やビジネス中心街への移動を禁止した。2006 年 12 月に、

政府は、11月の暴動に関与したとされる罪で、TDSが移動を規制した81人のうち3人に発令した禁止命令を解除した。3月までに、残りの78人に対する規制も解除された。

法律は強制退去を禁じていないが、政府は、実際にはこれを適用していない。

難民の保護

法律には、1951年UN難民条約及びその1967年条約議定書に基づく難民認定に関する規定がなく、政府は難民を保護するためのシステムを定めていない。政府は、個人が迫害される恐れのある国に送還する「ルフルマン」から難民を保護する。難民の認定や一時的に保護を行った者がいたかどうかは分からなかった。

当年中に、難民や難民認定を求める者を支援するOffice of the UN High Commissioner for Refugees やその他の人道主義に基づく組織による政府へのアプローチはなかった。

第3節 政治的権利の尊重：市民が政府を変える権利

市民には、同国の指導者や政治システムを変える力はない。国王と世襲の貴族33人が行政を独占している。国王が首相を任命する。また、国王は、枢密院（国王又は摂政が統轄していない場合に内閣を招集する）メンバーを任命し統轄する。枢密院は主要な政策を決定する。枢密院は14人の閣僚と2人の地方知事で構成される。このメンバーには、貴族議員や平民議員が含まれる。すべての者が、国王が好むように職務を果たしている。

一院制の国会は、閣僚、貴族が選出する9人の貴族議員、一般市民が選出する9人の議員で構成されている。国王は、貴族議員の中から議長を選出する。閣僚と貴族議員が連合して投票することが多々ある。

2006年11月の暴動後に、国王は政治改革を行うことを明言した。8月に、内閣、貴族議員、平民議員の3者からなる委員会は、平民議員のほとんどが支持する政治システム変更に関する勧告書を国会に提出した。これは、一般市民の大部分が国会議員を選出し、国会がその議員の中から首相を選ぶというものだ。国会は、10月の国会終了までに委員会報告書の概略を承認したが、勧告された改革の実施は2010年に先送りされた。

選挙及び政治参加

同国に居住する21歳以上の市民しか投票はできない。2005年に行われた国会の9人の平民議員選挙は、概ね自由で公正であったと思われ、民主化推進派の候補者が躍進した。その後の補欠選挙も、民主化推進派候補者が当選した。

貴族議員と王室に関係のある閣僚は、昔から国会と政府を支配している。ここ数十年間に、民主主義運動が次第に高まりつつあり、2005 年以降、3 つの改革派政党が設立された。

34 人の議員のうち女性はひとりであった。女性が女王になる可能性もあるが、憲法は女性が世襲制の貴族のタイトルを継承したり、集団の長になったりすることを禁じている。女性の大臣はひとりであった。

閣僚のうちの 1 人は、少数民族の出身である。

政治の腐敗及び透明性

法律は、公務員の不正行為に関する刑事罰を定めている。政府は概ねこの法律を実施しているが、公務員は、時々、大手を振って汚職行為に関与することがある。7 月に、国会は、公務員の汚職を調査する検査官を設ける法律を可決した。

当年中に政治の腐敗に関する報告がいくつかあった。行政に好みを持ち込むことは、王室と関係のあるビジネスに利益をもたらすことになると思われる。8 月の国会討論中に、王室の一人が関係するビジネスにおいて、政府に支払うロイヤリティが長年支払われていないことが明らかになった。検事総長がこの事件のために任命した弁護士は、年末現在、通信局の協力を得ながら調査を続けている。

官僚に対して資産の開示を求める法律はなかった。

法律は、一般市民による政府情報へのアクセスを明確に否定している。特に、政府の機密情報と思われるものへのアクセスは問題がある。

第 4 節 人権違反に関する国際及び非政府組織による調査に対する政府の態度

人権に関する国内 NGO の創設に関する障害はない。国内の一部の NGO が、人権問題を扱っている。国家公務員は、彼らの調査に対して、いくらか協力的で物分りが良かった。2006 年 11 月の暴動の影響が残る中で、抑留者を虐待したとの主張により、いくつかの国内 NGO が特別調査を行うことになった。国際的な人権グループの活動に対する規制はなかった。

行政府には、行政に対する苦情を解決するために調査を行なう広報委員会がある。

第 5 節 差別、社会的虐待及び人身売買

法律は、王室と貴族の特別な地位を認めている。社会、文化、及び経済施設は、人種及び宗教に関係なくすべての市民が利用できるが、世襲貴族は、大半の土地の管理や一般に認められている特権的地位など、かなりの便益を得ている。

女性

レイプは、最高で禁固 15 年に処せられる可能性がある。法律は、配偶者へのレイプを認めていない。あまり信用できる統計ではないが、レイプは、頻繁にはないが増加している。レイプは、警察が調査し、刑法に基づき起訴する。当年中に、レイプに対する有罪判決が 7 件あった。

女性に対する家庭内暴力はめったに公表されないが、地元の女性グループによれば、これは極めて普通に起きているとのことであった。家庭内暴力は、暴行事件に関する法律に基づき有罪判決が下されるが、実際には、起訴するのは極めてまれである。虐待を警察に通告すると、犠牲者は家庭に戻るよう促されることが多々ある。8 月に、警察部門は、家庭内暴力隊を創設した。虐待された女性や問題を抱える女性のためのシェルターがある。Free Wesleyan Church は、問題を抱えている女性のためにホットラインを運営している。

保健省の方針に基づき、女性は、夫又は夫がいないときは親族の男性の承諾を得ずに、公立病院で卵管結紮を行なうことはできない。

売春は違法ではないが、公共の場所での勧誘、売春の斡旋、売春宿の営業や女性の売買などの行為は、刑事上の犯罪である。女性と未成年の少女が商業的な性的行為に関わっているとの情報があった。性的嫌がらせは重い犯罪ではないが、身体的な性的暴行は強制わいせつ罪で告訴される可能性がある。性的嫌がらせは、時々、発生したが、大きな問題にはならなかった。

相続法、特に土地に関係するものは、女性に対する差別がある。女性は土地を賃貸できるが、相続権は男性の相続人しか認められない。相続法に基づき、結婚生活から産まれた男児による父親の不動産に対する主張は、故人の未亡人又は娘の主張に優先する。男性側に親戚がいない場合、未亡人が再婚したり他の男性と性交したりしない限り、未亡人は彼女の夫の土地に留まる権利がある。男性の相続人がいない場合に、登記済土地の一部を相続することを女性に認めるという土地法の改正案については、当年中にさらなる進展はなかった。

教育・女性・文化省内の女性オフィスは、女性のための開発プロジェクト促進に対して責任がある。当年中、同オフィスは、作業プログラムを設定する際に、女性グループを援助した。

リーダーシップをとる地位に昇進した女性は、貴族と結び付いていることがよくある。ある女性の平民は、ビジネスと行政において、リーダーシップをとらなければならない、準備銀行の頭取、UN 常任委員や中国大使などに就任している。

ある NGO の National Center for Women and Children は、家庭内暴力と女性の経済的・社会的地位の向上に重点を置き、危機感を抱いている女性の相談に乗っている。また、同 NGO は、婦女子の「隠れ家」を運営している。また、宗教に関連のあるいくつかの女性グループも、女性の法的権利を擁護している。

子供

政府は、子供の権利及び福祉の充実を明言しており、子供の福祉のために資金をいくらか拠出している。6 歳から 14 歳までは義務教育である。すべての子供が高等学校まで教育を受けることができ、大半の生徒が通学している。UN Children's Fund の報告書（2000 年から 2005 年までのデータに基づく）によれば、小学校の純就学率は男子が 92%で女子が 89%である。教育は、小学校は無料であるが、中学校からは授業料を支払う必要がある。

政府は、子供の基本的な医療ケアは無料で提供しており、少年と少女はこのケアを平等に受けることができる。

児童虐待に関する報告がいくつかあった。当年中に、未成年者に対する強制わいせつ罪で 7 つの有罪判決と未成年者に対する暴行の罪でひとつの有罪判決があった。厚生施設には、当年中に商業的性行為に関わった 14 歳未満の少女が収容されていた。

人身売買

法律には特に人身売買の問題を扱う規定はないが、違反者は、奴隷廃止に向かう情勢でもあり、起訴される可能性がある。同国へ、同国から、同国で人身売買されたという報告は確認できなかった。トンガで働くフィリピン人を出国させないために、雇用主がフィリピン人のパスポートを保有しているという根拠のない報告があった。また、同国で合法的又は非合法的に働く中国人数人が、売春若しくはその他の強制労働を強要された可能性があるとの未確認の報告もあった。政府はこれらの報告を調査していない。

障害者

障害者へのサービスを義務付ける規定はない。TRC は、障害のある子供たち専用の学校を運営しており、時々、家庭訪問も行なっている。雇用、教育やその他の政府サービス提供に差別があるとの苦情があった。

3月に、教育省は、障害を持つ子供たちを他の子供たちと一緒に小学校に通わせるパイロット・プログラムを始めた。王妃の母親は、大人の障害者に宿泊施設や食事を提供するセンターを運営している。障害者用施設に必ず入所できるという政策はなかった。障害者の代行を謳う NGO が非常に活動的であった。

障害者の権利保護を担当する政府の特別な機関はない。

国内の民族／人種／少数民族

労働産業省によれば、1978年以降、市民は、同国における食品小売店の所有及び営業が法律で規制されている。同政策にもかかわらず、多くの都市の小売セクターへの、外国人、特に中国人の進出がますます増えてきた。外務省の入国管理局は、増え続ける不法移民を規制しようとしている。この政策によって、同国を離れた外国人もいるが、規制のないセクターに移った者もいる。中国の少数民族を対象にした犯罪や社会的差別に関する報告はなかった。

その他の社会的虐待及び差別

ソドミーは違法であるが、この規定に基づき起訴されたものはなかった。同性愛的行動をオープンに行なう者は、社会的虐待に遭っている。HIV/AIDSに感染している者に対しての差別に関する報告はなかった。

第6節 労働者の権利

団結権

労働者は、1964年労働組合法に基づき組合を結成する権利を獲得したが、組合結成に関する規定はいまだに公布されていないし、正式な組合もない。Friendly Islands Teachers Association と Tonga Nurses Association は、法人税法に基づき法人組織にしたが、同法律に基づく団体交渉権はない。Public Servants Association (PSA) は、すべての国家公務員を代表する事実上の組合である。

7月に、PSAの組合長代行は、職場で市民サービス行動規範に違反する政治活動を行ったとすることで、教育省を休職している。彼は、PSAに対する偏見であるとして、Public Service Commission 役員の退陣を要求する手紙を書いた。8月に、PSAの書記長は、政治活動を禁止する市民サービス行動規範違反容疑で農務省から解雇された。書記長は、この解雇は戦略的なものであると主張している。

団結及び団体交渉権

法律は団体交渉権を認めているが、規則は実施されていない。

労働組合法は労働者のストライキ権を認めているが、その規定は策定されていない。当年中にストライキを行なった者はいなかった。

労働法は、2カ所の輸出加工区を含む、すべての経済セクターに適用されている。

強制又は拘束労働の禁止

法律は、子供に対するものを含め、強制又は拘束労働を禁じているが、市中でこのような行為があったという報告はなかった。何人かの外国人が売春又はその他の強制労働を強要されている可能性があるという未確認の報告がいくつかあった。

児童労働の禁止及び最低雇用年齢

児童労働を禁じる法律はないし、賃金経済においてもなかった。公衆衛生施設は、当年中に商業的性行為に携わった14歳未満の少女を認識している。

受入れ可能な労働条件

最低賃金法はないが、賃金水準に関する政府のガイドラインはある。アジア開発銀行によれば、2005年に調査した16の地域社会の23%は、一人当たりの収入が1週間当たり\$14 (T\$29) 未満であり、この賃金では労働者とその家族を養える生活水準には到底達しない。2005年の長期にわたる公務員労働者のストライキ後、多数の公務員の給料が、2回に分けて（最初は2005年末、次が2006年中頃に2005年7月分まで遡って）60%から80%上がった。

労働産業省が施行した労働者法及び規則は、1週間の労働時間を40時間に制限している。同省は、特にTongatapu本島の経済セクターの賃金について法律及び規則を重点的に実施したが、農業セクターとその他の島においては、ほとんど守られていない。

労働者を深刻な危険にさらす産業はないし、産業事故もめったに発生していない。政府は、労働者が危険な労働環境から保護される労働者の権利を含め、産業安全基準に取り組んだことはほとんどない。